

綾瀬市地域生活支援事業に係る寡婦（夫）控除のみなし適用に関する利用者負担助成等実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、寡婦（夫）控除のみなし適用の実施に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業を利用する場合において、ひとり親家庭の負担を軽減し、生活の安定を図るための利用者負担の助成等について、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 この要綱の助成を受けることができる者は、綾瀬市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱（平成28年1月1日施行。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用の該当が認められた者で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を利用し、その利用に伴う費用（特定費用を除く。）を事業者を支払ったものとする。

（対象事業）

第3条 対象事業は、実施要綱第4条に規定する別表に掲げるとおりとする。

（助成額）

第4条 この要綱により助成をする額は、障害者総合支援法に基づき算出される毎月の地域生活支援事業の利用者負担額（特定費用を除く。以下同じ。）と、その算出において寡婦（夫）控除があるものとみなして課税状況を算定した場合の利用者負担額との差額とする。

2 前項に規定する寡婦（夫）控除は、実施要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除のいずれかとする。

（助成額の請求）

第5条 助成対象者は、毎月ごとに市長が指定する期間に、寡婦（夫）控除のみなし適用に関する利用者負担助成・償還払請求書（別記様式）に、事業者を支払った費用の内訳がわかる領収書の写し及び実施要綱第6条第2項の綾瀬市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に助成額の支払を請求するものとする。

(償還払の請求)

第6条 綾瀬市重度障害者住宅設備改良等経費助成事業実施要綱（昭和52年4月1日施行）第4条、綾瀬市障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱（昭和62年4月1日施行）第3条、綾瀬市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）第4条、綾瀬市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）第4条、綾瀬市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年10月1日施行）第6条、綾瀬市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第5条に規定する寡婦（夫）控除のみなし適用に係る償還払の請求に使用する様式は、別記様式とし、添付書類については第4条の規定を準用する。

(助成額又は償還金の返還)

第7条 市長は、助成対象者が偽りその他不正な手続によって助成額又は償還金の支払を受けたと認めるときは、その者に対し、助成額又は償還金の返還を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行日以後の障害福祉サービス等の利用に係る助成等について適用し、施行日の前までの利用に係るものについては適用しない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

(綾瀬市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部改正)

2 綾瀬市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成30年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別記様式（第5条、第6条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者）住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

寡婦（夫）控除のみなし適用に関する利用者負担助成・償還払請求書

寡婦（夫）控除のみなし適用に関する利用者負担助成・償還払について、次のとおり請求します。

1 請求金額

請求金額	円	年 月利用分
受給者氏名		番号

2 振込先口座

金融機関	金融機関コード				銀行 信用金庫 信用組合		店舗コード				支店	
	口座	普通 当座				口座番号						
	口座名義人				(フリガナ)							

3 添付書類

- (1) 事業者を支払った費用の内訳がわかる領収書
- (2) 綾瀬市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書
- (3) その他市長が必要と認める書類

※記入不要（事務処理欄）

支払内訳	住宅設備改良	軽度・中等度 難聴児補聴器	日常生活用具	移動支援	日中一時支援	訪問入浴サービス
	円	円	円	円	円	円